

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しました。

平成30年4月1日

一般社団法人唐津東松浦医師会

「一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が働きやすい環境をつくることによって、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで（4年間）

2 計画内容

対
策
平

◀
目標1：育児休業を取得し子が1歳になっても年度中途からの保育所入所が困難になっている。保育所に入れない場合、最長2歳まで育児休業の再延長ができるため、管理職を含めた全職員に育児休業制度の理解を深めてもらうとともに、育児休業延長に必要な手続について周知を図る。

成30年4月～6月 全部門の事務連絡会議において制度内容を周知する。（以後、毎年度初めに実施）

○平成30年度中 育児休業制度のチラシを全職員に配付し、各事業部門の所属長への周知と職場環境の醸成に努める。

対
策
平

◀
目標2：働きやすい職場環境の醸成のため、全職員に年次有給休暇の積極的な取得を促し、各部門部署ごとの取得率50%以上とする。

○平成30年4月 前年1年間の各部門部署ごとの年次有給休暇取得状況を把握する。（以後、毎年4月に実施）

○平成30年5月 前年の取得率が50%未満の部署において、年次有給休暇の取得計画を策定する。（以後、毎年5月に実施）